

六甲アイランド高校の生徒転落事故について

1. 事故概要

- ・平成 29 年 12 月 22 日（金）午後 5 時頃、1 年男子（当時）が校舎 5 階から転落
- ・12 月 21 日（木）及び 22 日（金）、教諭が当該生徒を含む 3 名の生徒に対して、SNS 上のなりすまし及び呼称行為に関して、別室で事実確認および説諭・指導等を実施

<12 月 21 日及び 22 日の状況>

- ・21 日（木）、指導教諭が SNS 上における同級生名でのなりすましについて事実確認、説諭・指導・作文作成の実施
当該生徒の別室の在室時間：7 時間 30 分
（うち、指導：35 分、作文作成：5 時間 35 分）
- ・当該生徒は帰宅後、他の生徒と SNS で交信
当該生徒が「退学になるぐらいなら死んだ方が」と送信したところ、他の生徒は「あかんで」と返信、それに対して「大丈夫、死なへんから」と返信したことを、他の生徒より聞き取り。
- ・22 日（金）、指導教諭が同学年の生徒に対する呼称行為について事実確認、説諭・指導・作文作成・冬休み課題の自主学習の実施
当該生徒の別室の在室時間：8 時間 45 分
（うち、指導：1 時間、作文作成：3 時間、
冬休みの課題学習：2 時間 15 分）
指導教諭は、指導の中で「嘘をついたな」「わからないのか」「俺たちをごまかし続けようと思っているのか」「担任を裏切って普通の顔して嘘ついたな」などと発言
- ・事故発生後、22 日未明に自宅にあった当該生徒が作成したと思われるノート（A 4 版 2 枚程度）が発見される。「死」という文字が書いてあったと聞いているが、閲覧することはできなかった。

<事故後の状況>

- ・平成 29 年 12 月～平成 30 年 8 月の間、学校と保護者等が複数回、面談を実施
- ・平成 30 年 7 月、当該生徒は退院
- ・平成 30 年 8 月、別の高校に転学

2. 平成 29 年 12 月 21 日及び 22 日の教員の指導

(1) 指導教諭への聞き取り内容

前述のような発言を、語気を強めて言ったが、退学を迫る発言はしていない。

(2) 当該生徒への聞き取り状況

- ・保護者等に当該生徒との面談を、複数回求めたが、入院中のため実現できなかった。

- ・平成 30 年 7 月、弁護士が代理人に就任して以降、代理人にこれまで 3 度面談を求めたところ、もうしばらく後になる旨を伺っていた。
- ・平成 31 年 4 月 10 日、再度、代理人に申し入れたところ、当該生徒へのアプローチを含めて、どう進めていくかは検討中であり、近日中に連絡する旨を伺っていた。

(3) 他 2 名の生徒への聞き取り内容

平成 31 年 3 月 22 日、改めて教頭が生徒に聞き取りしたところ、指導教諭から退学を迫る発言はなかった。

3. 調査要望書の提出を踏まえた再度の指導教諭への聞き取り内容

- ・平成 31 年 4 月 18 日、指導教諭に改めて、要望書をもとに聞き取りを行った。いじめの指導を行う中で、語気を強めて、前述のような発言をすることはあったが、退学を迫る発言はしていない。

<参考> 当該生徒及び保護者から提出された調査要望書の要旨

- (1) 指導教諭の指導は、指導理由が極めて軽微な言動にもかかわらず、2 日間にわたり授業を受けられず、一室に閉じ込められ、退学を告知されるなど脅迫を伴う過酷なものであった。
- (2) 飛び降りの原因が本件指導にあると考えられる。
- (3) 市教委は、本件の真相究明や再発防止よりも訴訟対策、組織防衛を優先しており、市教委が第三者委員会を設置しても、調査の公平性・公正性が担保できない。市長部局の下で第三者委員会による真相究明の調査を求める。

平成 31 年 4 月 15 日（月）：代理人弁護士が神戸地裁記者クラブで会見

4 月 19 日（金）：代理人弁護士が市長に対する要望書の提出